

NEWS RELEASE

SHIMANE 島根銀行

(総合企画グループ)

〒690-0842 松江市東本町二丁目 35 番地

TEL (0852) 24-1234 代表

平成 28 年 12 月 28 日

キャッシュカードの一日あたりのご利用限度額の引下げについて

島根銀行（頭取 青山 泰之）では、振り込め詐欺などによる被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、平成 29 年 4 月 3 日（月）より、個人のお客さま（個人事業主のお客さまを含みます）について、キャッシュカードの 1 日あたりのご利用限度額を下記のとおり変更させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 実施日

平成 29 年 4 月 3 日（月）

2. 変更内容

1 口座 1 日あたりのキャッシュカード利用限度額を 100 万円に引き下げます。

変更前	変更後
200 万円	100 万円

<ご注意>

- ご利用限度額には、ATM での現金お引き出しやお振込みの他デビットカードご利用額も含まれます。
- キャッシュカードには、しまぎんピスカ、IC キャッシュカード、ローンカード（総合口座型）を含みます。
- カードローン専用カードは対象から除きます。
- 提携金融機関・ゆうちょ銀行・セブン銀行・E-net でのお取引を含みます。
- ATM 利用手数料および振込手数料は、ご利用限度額には含みません。
- 利用限度額を個別に設定されているお客さまについては、その限度額をそのままご利用になれます。

3. 100 万円を超えるご利用限度額をご希望のお客さま、または、100 万円未満にご利用限度額をご希望のお顧客さまについて

窓口で変更のお手続きができます。窓口にお越しの際には、お届印と運転免許証などのご本人確認資料をご準備ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務管理グループ
担当：井原・藤原
TEL (0852) 24-1237

キャッシュカードでの1日あたりのご利用限度額の変更について

島根銀行では、振り込め詐欺等による被害防止策の一環として、平成29年4月3日(月)より、個人のお客さま（個人事業主のお客さまを含みます）のキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額（「現金お引出し」「お振込み」「デビットカードのご利用」の合算金額）を、現行の200万円から100万円に変更させていただきます。

なお、今回のご利用限度額の変更にあたり、過去個別に限度額をご変更されたお客さまにつきましては、変更は反映致しませんので、引き続き設定された限度額でのご利用が可能となります。

この変更により、お客様にはこれまで以上に安心してキャッシュカードをご利用いただけるものと考えておりますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

➤ キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額

お取引	ご利用限度額
現金お引出し	合計 100万円
お振込み	
デビットカードのご利用	

※1. キャッシュカードには、しまぎんピスカ、ICキャッシュカード、ローンカード（総合口座型）を含みます。

※2. カードローン専用カードは対象から除きます。

※3. 提携先金融機関・ゆうちょ銀行・セブン銀行・E-netでのお取引を含みます。

※4. ATM利用手数料および振込手数料は、ご利用限度額に含みません。

➤ 100万円を超えるご利用限度額をご希望のお客さま

または、100万円未満にご利用限度額をご希望のお客さま

窓口で変更のお手続きができます。窓口にお越しの際には、お届印と運転免許証などのご本人確認資料をご準備ください。

ご不明な点は、島根銀行窓口または下記のお問い合わせ窓口にご連絡願います。

株式会社島根銀行 業務管理グループ
担当：井原・藤原
TEL0852-24-1237

以上